

1. 地 勢

三重縣は東海道の西尾に位し南海道の東頭に跨る其の地東北より斜に西南に延び東南は総て海を控へ西北は概ね山に依り愛知、岐阜、滋賀、京都、奈良、和歌山の一府五縣と隣接す管轄する所伊勢、伊賀、志摩の三國及紀伊國南北牟婁の二郡にして総面積五千七百六十五方糎二八(三百七十三方里九九六)、海岸線延長六百糎八〇あり今其の地形を大別すれば次の如し

- 伊 勢 國**〔地形〕 縣の北境より内海に沿ひ南方に展開して縣地の大半を占め東西の廣き處七十二糎、南北百十一糎二七、(十郡六市) 面積三千七百八十七方糎一七(二百四十五方里七三)あり
- 〔山脈〕 南方紀伊、大和の界に起り西より北に連亘し近江、美濃の界に至る其の支脈東に赴くもの伊勢、志摩の界を爲す
- 〔水脈〕 諸川皆西南の山間より發し東流して南海に注ぐ、北境別に尾張、美濃より來るものあり南流して亦内海に入る
- 〔海岸線延長〕 尾張國境より志摩國境まで九十六糎三六及志摩國境より紀伊國境まで百三十三糎九三あり
- 〔地質〕 西南部は山岳連亘して平地少なきも東北沿海の地は平坦膏腴にして穀果豊に稔り又漁利に富む
- 〔境界〕 東は内海に臨み其の一部志摩に連る南は一半紀伊に接し一半太平洋に臨む西は山嶺を以て大和、伊賀、近江を劃り北は一部美濃に接し一部川を隔てて尾張に隣す
- 伊 賀 國**〔地形〕 伊勢の西方に位し四山圍繞して自ら一区域を爲し内部も亦丘陵起伏して平地少し東西二十八糎一五、南(二郡一市) 北四十四糎一八、面積六百八十八方糎五七(四十四方里六四)あり
- 〔山脈〕 東方伊勢國界の山脈南するものは大和に接し北するものは近江に連り西方は別に數脈ありて大和と相錯る
- 〔水脈〕 諸川総て東南の山間より出て西流して山城に至り木津山となる
- 〔地質〕 内地岡阜多しと雖沿河の地は平坦にして天穀能く熟す
- 〔境界〕 東は山嶺を以て伊勢に界し南より西半は大和に其の西半は山城に接し北は近江に隣す
- 志 摩 國**〔地形〕 伊勢の東南隅に接し三面海に瀕して岬灣島嶼多し東西二十九糎七八、南北三十二糎一八、面積二百七十(一郡) 七方糎二四(十七方里)あり
- 〔山脈〕 伊勢南部の余脈に延及して數多の丘陵となる
- 〔水脈〕 短流數條西北の山間より東南に流れ海に注ぐ
- 〔海岸線延長〕 百九十四糎一八あり
- 〔地質〕 地域偏小にして山岳多く地味伊勢に比して稍劣れるも漁獲採藻の利甚だ饒かなり
- 〔境界〕 東、南、北三方は海に臨み西は山で伊勢に界す
- 紀伊國の内**〔地形〕 伊勢の南方に方り地形細長東方一帶は海に面し峰巒起伏して平地少なし東西五十二糎九一、南北五十六(南牟婁郡) 糎一八、面積千十二方糎三〇(六十五方里六四)あり
- (北牟婁郡) 〔山脈〕 西方大台ヶ原山の支脈郡内に瀾漫し総て海浜に赴く
- 〔水脈〕 諸川総て西方の山間より發し東流して海に入る
- 〔海岸線延長〕 南牟婁郡七十七糎二四、北牟婁郡九十九糎〇九あり
- 〔地質〕 瀕海の地は多沙にして山間は最も植林に適し長杉老檜到る處に森鬱たり
- 〔境界〕 東一面は海に臨み北及西は山岳を以て伊勢、大和に界し南は川を以て和歌山縣所管の東牟婁郡に隣る

2 管轄地の沿革

本縣は藩治の始めより明治の初年に至るまで、伊勢國に津(藤堂氏)龜山(石川氏)桑名(久松氏)長島(増山氏)神戸(本多氏)菟野(土方氏)久居(藤堂氏)の七藩が分封管治して、忍(平松氏)吹上(有馬氏)和歌山(徳川氏)鳥羽(稻垣氏)一の宮(加納氏)五藩の別邑山田奉行所、大津及び笠松代官所等の支管所在が交錯しており、また伊賀國は津藩に志摩國は鳥羽藩に紀伊國南北牟婁二郡は和歌山藩及び新宮藩(水野氏)に属していた。

明治二年六月各藩版籍を奉還し七月には度会府を改めて縣とし大津、笠松二縣の管地は之に属した。四年七月いはゆる廢藩置縣となり十一月津、龜山、桑名、長島、神戸、菟野、一の宮及び久居、度会、和歌山、忍、吹上等の管地と安濃郡以北及び伊賀國を併せて安濃津縣を置き、また鳥羽、新宮及び度会、津、久居、和歌山の管地と一志郡以南及び志摩國、紀伊國南北牟婁二郡を併せて度会縣を置いた。五年三月に至り安濃津縣は改めて三重縣と稱し九年四月には度会縣を廢して三重縣に合して之に全く一縣統轄に歸し三重縣として今日に及んでいる。